

我が国の海洋状況把握（MDA）構想

令和5年12月22日
総合海洋政策本部

目 次

1. 策定の趣旨	1
2. 我が国におけるMDAの考え方	1
(1) 我が国におけるMDAの定義	1
(2) 我が国におけるMDAの対象とする情報	2
(3) 我が国におけるMDAの対象とする海域	2
3. 我が国におけるMDAに関する現状と課題	2
(1) 情報収集体制	2
(2) 情報の集約・共有体制	3
(3) 国際連携・国際協力	3
4. 我が国におけるMDAの能力強化に向けた今後の取組方針	4
(1) 情報収集体制～海洋を見る「目」の強化～	4
(2) 情報の集約・共有体制～情報をつなぐ「神経」の強化～	6
(3) 国際連携・国際協力～国際的な「ネットワーク」の強化～	8
(4) 情報の利用～AI等も活用した「ソリューション」の強化～	9
5. 我が国におけるMDAに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	9
(1) MDAに係る関係府省等連絡調整会議	9
(2) MDAに係る情報発信	10

1. 策定の趣旨

我が国は、四方を海に囲まれ広大な排他的経済水域や長い海岸線を有し、海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げ、法の支配を含む普遍的価値に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・発展を追求する海洋国家である。このことから、我が国の海洋を取り巻く厳しい安全保障環境、頻発する海難事故や海洋由来の自然災害、海洋汚染等の諸課題に鑑み、これらに適切に対応していくため、海洋に関する様々な事象を常に把握する必要があるとの認識に立ち、これまで政府として海洋状況把握（MDA¹）に関する取組を進めてきた。

具体的には、「海洋基本計画」（平成 25 年 4 月、閣議決定）、「国家安全保障戦略」（平成 25 年 12 月、国家安全保障会議決定・閣議決定）、「宇宙基本計画」（平成 27 年 1 月、宇宙開発戦略本部決定。）等の戦略及び計画に基づき、海洋に関連する多様な情報を収集・集約・共有し、海洋に関連する状況を効率的に把握するための取組を進めてきた。また、これら取組を具体化するため、「我が国における海洋状況把握（MDA）について」（平成 27 年 10 月、海洋状況把握に係る関係府省等連絡調整会議）、「我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組」（平成 28 年 7 月、総合海洋政策本部決定）、「我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた今後の取組方針」（平成 30 年 5 月、総合海洋政策本部決定）（以下「取組方針」という。）等のMDA関連文書を定め、海洋情報の効果的な収集・集約・共有を行うための体制整備等を進めてきたところである。

他方、これらが策定された頃と比較すると、情勢が大きく変化しており、令和 4 年 12 月に「国家安全保障戦略」、令和 5 年 4 月に「海洋基本計画」（以下「第 4 期計画」という。）、令和 5 年 6 月に「宇宙基本計画」が閣議決定され、令和 5 年 6 月には、「宇宙安全保障構想」が宇宙開発戦略本部決定された。よって、今次決定された戦略等を具体化・補足し、我が国におけるMDAの能力強化の全体像をより明確に示す必要があることから、これまでのMDA関連文書を廃止し、新たに「我が国における海洋状況把握（MDA）構想」を策定し、今後の取組の方向性及び具体的に実施すべき施策を定めることとした。

今後は、本構想に基づき、政府一丸となって、我が国のMDAの能力強化及び取組を推進し、第 4 期計画にて示した、「総合的な海洋の安全保障」及び「持続可能な海洋の構築」の 2 つの主柱における様々な政策課題に対する解決策の糸口としてのMDAの活用とともに、海洋情報の活用を通じた海洋の産業利用の一層の促進を目指す。

2. 我が国におけるMDAの考え方

我が国におけるMDAに関する基本的な考え方について以下のとおりとする。

（1）我が国におけるMDAの定義

我が国において実現すべきMDAを、「海洋の安全保障、海洋環境保全、海洋産業振興及び科学・技術の発展等に資する海洋に関連する多様な情報を、取扱等に留意しつつ効果的な収集・集約・共有を図り、海洋に関連する状況を効率的に把握すること」と定

¹ Maritime Domain Awareness の略。

義する。

(2) 我が国におけるMDAの対象とする情報

海洋の安全保障のみならず、海洋環境保全、海洋産業振興及び科学・技術の発展等の海洋政策の推進に活用できる情報を対象とする²。

(3) 我が国におけるMDAの対象とする海域

ア 我が国の内水、領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚（以下「領海等」という。）を含む我が国周辺海域

イ シーレーン等海洋の安全保障上重要な海域（以下「シーレーン等」という。）

ウ 自然災害対策、海洋環境保全及び海洋産業振興等に必要な海域

3. 我が国におけるMDAに関する現状と課題

我が国におけるMDAの取組に関しては、「取組方針」において、「情報収集体制」、「情報の集約・共有体制」及び「国際連携・国際協力」の3つのアプローチを定め、MDAに関する施策を進めてきたところ、本項においては、この3つのアプローチに沿ってこれまでのMDAに関する政府の施策を分析し、課題を抽出する。

(1) 情報収集体制

我が国におけるMDAに関する情報収集は、第4期計画にあるとおり、防衛省・自衛隊、海上保安庁及び内閣官房（内閣情報調査室）や宇宙航空研究開発機構（JAXA）、民間等が保有する船舶、航空機及び衛星や沿岸部設置レーダー等を中心に実施している。他方、艦艇、巡視船艇や航空機等は、我が国周辺を含めた安全保障環境の変化に伴い、生起しうる事象に対処せざるを得ず、これら艦艇、巡視船艇や航空機等のアセットや人的リソースに限りがあることから、我が国の重要なシーレーン等はもとより、広大な我が国領海等の情報収集を、常続的に隙間なく実施することが困難になりつつある。よって、我が国におけるMDAに関する情報収集において、海洋の安全保障に関しては、艦艇、巡視船艇や航空機等のアセットを計画的に整備することはもちろんではあるが、これらによらない、無操縦者航空機や衛星、沿岸部設置レーダー等の情報収集能力を強化する必要があり、第2項（3）ア及びイの海域で情報を収集できる能力を備える必要がある。

一方、海洋の科学的な情報については、水産庁、気象庁及び海上保安庁、並びに海洋研究開発機構（JAMSTEC）、防災科学技術研究所及び産業技術総合研究所等の保有する船舶、航空機、観測施設等によって、海洋環境保全、海洋産業振興及び科学・技術の発展等の目的に応じ収集されている。しかし、観測機器やプラットフォームについて技術の進展にキャッチアップできていない分野もあり、最新技術の活用が課題として挙げられる。

² 情報の具体例として、**海洋の科学的な情報**（水温、海流等の自然科学的データ等）、**船舶に関する情報**（船籍、船種、船主、積荷、船舶動静の情報等）、**海洋インフラに関する情報**（港湾、海上構造物、海底ケーブルの情報等）、**基盤情報**（海底地形、領海の限界線の情報等）等が挙げられる。

(2) 情報の集約・共有体制

我が国におけるMDAに関する情報は、海上保安庁が運用する海洋状況表示システム「海しる」（以下「海しる」という。）に集約し、関係機関等に共有している。これまで集約してきたデータや、共有に関する機能を整備していくことで、各種海洋施策に対し、政府横断的に効率的な共有体制構築を推進してきた。他方、施策によっては、独自の地理情報システム（GIS：Geographic Information System）で整備されてきた情報もあり、必ずしも全てのMDAに関する情報が一元的に「海しる」に集約されるに至っていない。また、海洋関連の各種施策に係る情報は、利活用分野は異なるものの、同一または類似する情報も多くある。このため、効果的かつ効率的な各種施策の促進を図るためには、「海しる」への情報の集約・共有体制の強化を図っていく必要がある。また、対外的なサイバーリスクを想定し、セキュリティ対策等を講じる必要がある。

収集した情報は、他の施策に必ずしもそのまま使用できるものではないことから、共有にあたっては、AI等も活用することで、収集した情報を多角的に分析・解析し、情報に付加価値をつけることが重要である。特に、我が国の領海等における国益の確保のためには、我が国として領海等を利用していく方向性を対外的に明示していくことが益々重要になってきていることから、「海しる」と他GISとの連携も含めた付加価値を付けた「情報の利用」を重要な課題として捉え、我が国におけるMDA施策を飛躍的に発展させる必要がある。

(3) 国際連携・国際協力

我が国はインド太平洋地域の海洋秩序を強化することにより、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた取組を推進してきた。令和5年3月にインドにおいて岸田総理が発表した「FOIPのための新たなプラン」においては、「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組が柱の1つとされ、伝統的な能力構築、装備・機材供与と先端技術を組み合わせたインド太平洋地域における各国のMDA能力の向上のための国際協力を主導することにより、「自由で開かれ安定した海洋」の維持・強化を図っていくこととなっている。加えて、我が国の重要なシーレーン等の情報は、我が国のリソースのみによって把握することは極めて困難であり、シーレーン沿岸国等からの情報が非常に重要となっている。また、シーレーン沿岸国等がシーレーン等における脅威に的確に対応し、その安定的利用を確保するためには、MDA能力の強化が不可欠である。

よって、シーレーン沿岸国等のMDA能力向上は、我が国にとっても重要であり、我が国はシーレーン沿岸国等に対し、外務省、海上保安庁及び防衛省・自衛隊による能力構築支援や装備品の供与等を積極的に実施している。

また、我が国独自の支援のみならず、同盟国・同志国等とも連携して支援を実施している。特に、近年は、海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）のように、シーレーン沿岸国等の状況に応じて、同盟国・同志国等が体系的に連携して支援を実施している。

今後の課題としては、シーレーン沿岸国等がこれら能力や情報を有効かつ継続的に活

用できなければ効果は限定的であることから、同盟国・同志国等と連携し、シーレーン沿岸国等が自律的にMDAを実施できるよう支援を行っていくことである。また、シーレーン以外の海域においても国際法上の不備や沿岸国の対処能力の脆弱性に乗じて、世界各地で多くの違法・無報告・無規制（IUU）漁業問題や、薬物密輸が確認されている状況下において、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化の観点からも、島嶼国を含めたインド太平洋における面的支援が重要である。

4. 我が国におけるMDAの能力強化に向けた今後の取組方針

第3項において、「情報収集体制」、「情報の集約・共有体制」及び「国際連携・国際協力」に関して整理したが、「情報の集約・共有体制」において記述した「情報の利用」は、今後我が国におけるMDAを推進するにあたって重要な要素であり、能力強化すべき項目であることから、本項においては、「情報の利用」を加えた4つのアプローチから、我が国のMDA能力向上に向けた今後の取組について整理するものとする。

（1）情報収集体制～海洋を見る「目」の強化～

ア 我が国領海等における情報収集体制の強化

（ア）艦艇、巡視船艇や航空機等の着実な整備

政府全体として一層効果的かつ効率的な我が国におけるMDAの実施を達成するために、我が国の領海等全般を警戒監視活動により常続的に隙間なく情報収集することは困難になりつつあるという認識に立ち、まずは艦艇、巡視船艇や航空機等のアセットの充実を計画的に行う。

特に、「防衛力整備計画」（令和4年12月、閣議決定）、「海上保安能力強化に関する方針」（令和4年12月、海上保安能力強化に関する関係閣僚会議決定）に基づき、主として我が国自身の努力によって計画的に防衛力及び海上法執行能力の向上を図ることにより、海洋監視体制を強化する。

また、無操縦者航空機に関しては、海上保安庁が運用するとともに、防衛省・自衛隊が試験的運用をしている。無操縦者航空機は、既存の有人機と比較してもMDAに資する情報収集能力は遜色なく、運用にあたって省人化が図られている。加えて、長時間飛行が可能であることや、衛星や沿岸部設置レーダーでは困難な目標識別も可能であることから、今後の我が国領海等における情報収集の主要アセットになりうるものである。引き続き、我が国領海等を常続的に情報収集できる機数の導入を検討していくとともに、関係府省庁は運用に係る支援・協力を実施する。

また、海上自衛隊が無操縦者航空機を導入した場合、それぞれ所掌任務は異なる点に留意しつつ、取得したデータの共有や施設の相互利用を含めた運用に関する連携強化に向け、関係機関の連携も含めた所要の検討を進める。

（イ）衛星による情報収集体制の強化

宇宙基本計画工程表において、情報収集衛星の機数増を含め体制を継続的に強化するとされていることを踏まえ、MDA分野における一層の活用の可能性について検討を行っていく。また、準天頂衛星の機数増による抗たん性を有する測位能力の

強化等の取組、レーダ衛星（先進レーダ衛星「だいち4号」（ALOS-4）等）や光学衛星等の開発・運用による観測能力の強化、AIS³受信機を搭載した衛星の普及、小型衛星等各種衛星に関する諸外国の取組、衛星による船舶向け通信システムである衛星VDES（VHFデータ交換システム）の社会実装に向けた取組、衛星AISによる船舶航行状況をより正確に把握するための実証実験の実施等、MDAにおける衛星情報の更なる利活用について研究や検討を行う。

（ウ）沿岸部設置レーダーによる情報収集体制の強化

沿岸部設置レーダーのうち、見通し外レーダーは、その特性によりレーダー見通し距離以遠の目標をリアルタイムで探知・追尾することが可能である。各種アセットや衛星等で探知・識別した目標を当該レーダーで継続追尾することは、我が国の海洋安全保障上、極めて重要であり、今後、実装に向けた取組を進めていく。

イ 我が国領海等を除く重要なシーレーン等における情報収集体制の強化

我が国領海等を除く重要なシーレーン等における情報収集は、我が国の各種アセットや沿岸部設置レーダーだけでは困難である。衛星による情報収集を組み合わせ、シーレーン沿岸国等のMDA能力強化に取り組み、面的支援の強化に繋げる。

ウ 海洋環境保全、海洋産業振興及び科学・技術の発展等の海洋政策の推進に必要な情報収集体制の強化

海洋に関する科学的な情報については、調査技術の高度化のための技術開発を推進するとともに、各種調査船・測量船・観測船や航空機、衛星、海洋ロボット、ブイやフロート等の各種調査・観測プラットフォームの維持・強化を着実にを行う。

また、地球規模の気候変動の把握や予測、北極域の環境保全のため、水循環変動観測衛星「しずく」（GCOM-W）による観測ミッションの継続・高度化に向け、温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）の開発・運用等を推進する。さらに、気候変動による海洋環境や生態系への影響評価や、赤潮、軽石等の広域の海洋環境の把握、水産業のスマート化に必要な気候変動観測衛星「しきさい」（GCOM-C）の観測を継続する。北極海については、北極域研究船を令和8年度に就航させ、北極海航路の利活用等に資する情報収集を行っていく。

地震防災に関しては、ゆっくりすべり（スロースリップ）やプレート間固着状況の把握及び海域・海底観測網の充実・強化を図る。具体的には、日本海溝海底地震津波観測網（S-net）や地震・津波観測監視システム（DONET）等の既設の海底地震・津波観測網を着実に運用するとともに、南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築・運用、並びに海底地殻変動観測の充実・展開を図る。同時に、スーパーコンピュータやAI技術を活用する等、データの解析技術を更に高度化していく。地震に限らず、線状降水帯や台風等、海域火山や遠地津波も含め、災害を引き起こす自然現象の気象衛星等による常時監視・観測体制や情報の適切な

³ Automatic Identification System の略。船舶の位置、速力、針路等の情報及び安全に関する情報をVHF（超短波）帯の電波で送受信するもので、船位通報の自動化、運航者の労力軽減及び通信の輻輳化の防止並びに船舶相互の衝突防止等が期待されるシステム。

共有体制の維持・強化、現象解明を目指した調査研究の一層の推進を図る。

海洋権益確保に関しては、我が国の海域の総合的管理に必要なものや境界画定交渉に資するものを含め、海底地形、資源の分布状況等に係る関連情報の一層の充実に努めるため、「海上保安能力強化に関する方針」に基づく海洋権益確保に資する優位性をもった海洋調査能力の強化、海洋調査に関する戦略的取組を推進する。

海洋調査や観測においては、海底火山活動の調査や水産資源量の広域把握に資する、無人潜水調査機（UUV）や無人調査艇（USV）等の海洋ロボットを活用した自動観測技術の開発に引き続き取り組む。

さらに、我が国におけるMDAに係る科学・技術の発展を推進するにあたっては、経済安全保障重要技術育成プログラム（通称K Program）にて研究開発される、「船舶向け通信衛星コンステレーションによる海洋状況把握技術」や、「高高度無人機を活用した高解像度かつ継続性のあるリモートセンシング技術」等の衛星や無人航空機を用いた技術や、「自律型無人探査機（AUV）の無人・省人による運搬・投入・回収技術」や「先端センシング技術を用いた海面から海底に至る空間の観測技術」等の海中を起点とした技術、次世代のAISであるVHFデータ交換システム（VDES）等の実用化を見据え、システム構築を図っていく。

その他、準天頂衛星による高精度測位を活用した、AUVとの連携を図っていく。

（２）情報の集約・共有体制～情報をつなぐ「神経」の強化～

ア 「海しる」の機能強化及び情報の充実

海上保安庁が運用する「海しる」の機能強化及び情報の充実は、内閣府総合海洋政策推進事務局が中心となり、関係府省庁との密接な情報交換・共有の上取り組む。また、引き続き、海洋情報の収集等を行う府省庁及び政府関係機関は、「海しる」に対して、海洋情報の提供を行うとともに、そのために必要なデータ・情報の加工・管理等を行う。JAXAは、保有する衛星情報の加工・提供及び技術的支援を行う。さらに、海洋インフラを管理・運営する地方公共団体や民間企業等との連携・協力を進める。加えて、科学研究等を目的とした大学・研究機関及び民間企業等の活動における海洋情報に対するニーズの高まりを踏まえ、民間企業等や学术界とも海洋情報が共有可能な体制の構築を図るとともに、広く一般国民からも利活用が可能となるよう、情報共有体制の整備を進める。

これらの取組を通じ、「海しる」が、多様な海洋政策、例えば災害や事故の発生・被害状況の予測や把握、北極域の海氷や気候変動の影響の把握、海洋資源の探査計画の立案等に活用される情報システム基盤として構築・活用されることを目指していく。

イ 防衛省・自衛隊と海上保安庁との情報共有の充実・強化

我が国領海等をより隙間なく情報収集ができるよう、防衛省・自衛隊と海上保安庁との情報共有体制を一層緊密化しつつ、我が国におけるMDA体制強化を図り、現有のシステムを含めた情報共有をさらに充実・強化していく。特に、無操縦者航空機の運用に関しては、取得したデータの共有や施設の相互利用などを含めた運用について

検討を進める。このような取組を推進していくことにより、防衛省・自衛隊と海上保安庁のより効果的かつ強固な情報共有体制を構築していく。

ウ 情報の適切な管理

収集した情報に係るセキュリティの適切な確保のため、情報の集約・共有は、引き続き、広域性・リアルタイム性の向上に努めつつ、取り扱う情報の機密性に応じ、次に示す3層構造の考え方に基いて行う。情報の共有にあたっては、それぞれ取り扱う情報の区分に応じて、特に個人情報等の関連法令や保全の観点に十分留意しつつ、「必要な情報」を「必要な相手」に提供（共有）することを基本とする。

① 海洋安全保障に携わる一部の政府機関⁴のみで共有する情報（第3層）

防衛・海上保安分野等の情報は秘匿情報として扱われる。当該秘匿情報は、非公開情報であり当該情報を取り扱う必要のある一部の政府機関のみで適切な措置を講じて共有される。

② 政府機関のみで共有する情報（第2層）

第3層に属さない情報のうち、公開することにより、政府機関等の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報については、アクセス制限の機能を有する「海しる」により、相手に応じて適切な措置を講じて共有される。

③ 公開情報（第1層）

第3層及び第2層以外の情報。関係府省庁及び機関等から提供される当該情報は「海しる」において公開される。本情報については、国内外を問わず、自由なアクセス・利用を可能とする。また、「海しる」で取り扱う情報は、諸外国との共有を考慮した標準化された規格を基本とし、ユーザーが自由に取得・利用できるよう努めることとする。

第1層、第2層の情報を扱う「海しる」における情報の取り扱いにおいては、それぞれの情報において定められた情報の所有者または提供元が定めた二次的利用や公開等に関するデータポリシーを遵守することとする。他方で、利用者の利便性の観点から、情報の品質の維持やデータポリシーの統合・標準化を目指す。

エ 海洋のデジタルツインの構築

データとシミュレーションを利用した現況の観測空白区域・時間の補間と将来の海況予測を行うため、海洋データの国際連携基盤システムとなる「海洋のデジタルツイン」の構築を着実に進め、G7海洋の未来に関するイニシアティブ（FSOI）をはじめとする国際連携の強化につなげる。さらに、MDAに係る科学・技術の発展を推進するため、我が国の「海洋のデジタルツイン」がアジア・太平洋島嶼国のハブとなることを目指す。

⁴ 関係省庁及び同盟国・同志国及び国際機関を含む。

(3) 国際連携・国際協力～国際的な「ネットワーク」の強化～

ア 同盟国・同志国等との更なる連携の強化

同盟国である米国とは、MDAにおいても米国家海洋情報統合室（NMIO）、国務省、国防省、沿岸警備隊等の関係機関と引き続き緊密に連携し、日米同盟の更なる強化を図っていく。また、我が国は、同志国等との情報共有に加え、インド太平洋諸国への支援等の取組を含むMDAに関する国際連携・国際協力を強化していく。

加えて、自由で開かれたインド太平洋実現のため、MDAに関する我が国の取組及び同盟国・同志国等との連携につき対外的に発信するとともに、MDAに関し、他の関係国との協議を戦略的に実施する。

イ 多国間取組の強化

多国間の取組の強化については、IPMDA、アジア海賊対策地域協力協定情報共有センター（ReCAAP-ISC）や第151連合任務群（CTF151）等、多国間の取組を更に活用して必要な情報の入手に努めるとともに、米国等及びシーレーン沿岸国等との協力を通じて更なる入手・共有に努める。

海洋由来の自然災害の把握や海洋環境保全等の海洋政策の推進に関する国際的な連携・情報共有のため、既に取組が進められている海洋観測・調査や海図等の基盤情報の整備、標準化等に関する国際的な協力を積極的に推進する。その一環として「海しる」においては、国際社会との連携に活用するため、多言語化を含めた国際的な情報発信の強化を図る。また、同盟国・同志国等と連携して、地球規模の海洋観測を推進するとともに、アジア・太平洋島嶼国に対して技術的支援や気象衛星データの提供を含めた海洋の観測・調査・基盤情報の整備に関する協力を行う。さらに、地球観測に関する政府間会合（GEO）や国連教育科学文化機関／政府間海洋学委員会／国際海洋データ情報交換に関する委員会（UNESCO／IOC／IODE）、世界気象機関（WMO）等の国際的な観測情報共有の枠組みを通じて、海洋情報の共有を行うとともに、これらの情報の散逸を防ぎ、それぞれの用途に応じた適切な利活用が促進される国際的な環境整備に貢献していく。

ウ 面的支援の強化

シーレーン沿岸国等の中には、MDAに関して十分な能力を有していない国々が存在することを踏まえ、我が国は、同盟国・同志国等と連携し、シーレーン沿岸国等を主な対象として、外務省、防衛省・自衛隊及び海上保安庁による能力構築支援等、装備品・技術協力等を通じたMDAに関する支援を引き続き推進する。特に、国連薬物犯罪事務所（UNODC）を通じたMDAスクールへの講師派遣等により、我が国の「海しる」の普及も視野に入れた、アジア・太平洋島嶼国におけるMDAに関する能力構築支援についても積極的に実施する。また、引き続きシーレーン沿岸国等を中心とした共同訓練の機会の活用により、情報共有を含む協力関係を構築していく。

このような協力を行うに当たり、支援の具体化に向け対象となるシーレーン沿岸国等のMDAに対する取組現状及び当該国ニーズを然るべく調査・評価し、各国が強化すべき分野を明らかにした上で支援を行う等、より戦略的で効率的な支援を追求す

る。

(4) 情報の利用～A I 等も活用した「ソリューション」の強化～

ア 海洋予測技術及びデータ解析手法の高度化等

情報をより効率的に収集し、集約した情報をより効果的に活用するため、計算装置やストレージ、ネットワーク環境等の基盤整備や、海洋予測技術や予測結果の可視化手法の高度化等に取り組む。また、海域や予測の対象・目的に応じ、相補的な複数の数値モデルの開発・運用を目指し、多様なプロダクトを確保する。さらに、ますます大容量化する情報を迅速に処理し、リアルタイム性を確保しつつ、情報の効果的な活用を実現するため、衛星データやA I 等を活用し、多角的な視点からデータ解析手法の高度化を目指し、安全保障・法執行関連の様々な省庁における省庁横断的な基盤としての技術を確立する。

イ 「海しる」と他分野のG I Sとの相互連携の強化

「海しる」及び他のG I Sの相互連携について内閣府が中心となり、連携を促進する。その際、民間のニーズ等も把握した上で、官民の多様なG I SとのA P I⁵連携を強力に推進し、産業活動への利用促進を図る。

ウ 「海しる」による我が国の領海等における複合的な海域利用への適用の検討

洋上風力発電の排他的経済水域への拡大、排他的経済水域等の有効な利用等に係る基盤情報の整備につながる海洋調査の推進とその海洋情報の公開等、我が国の海洋空間計画として、既に取り組まれている管轄海域における法令の適用による規制や利用の実態の整理について、「海しる」における共有・可視化を進めた上で、排他的経済水域等における他の個別課題への対応や、複合的な海域利用への適用を検討する。

5. 我が国におけるM D Aに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

我が国におけるM D Aに関する施策は、内閣府総合海洋政策推進事務局、内閣官房国家安全保障局、内閣府宇宙開発戦略推進事務局の3機関が中心に連携して取り組み、総合的かつ計画的に各施策を推進することとする。また、我が国におけるM D Aに関する施策は、この3機関を含む関係府省庁等が関連するため、関係府省庁等の連絡・調整の取りまとめ役は、内閣府総合海洋政策推進事務局が担うこととし、総合的な海洋の安全保障の強化は、内閣官房国家安全保障局が、宇宙開発に係る我が国におけるM D A能力強化は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局が担うこととする。なお、内閣府総合海洋政策推進事務局が我が国におけるM D Aに関する施策を組織横断的に関係府省庁等と連携して推進していくため、以下に示す事項を計画的に実施する。

(1) M D Aに関する関係府省庁等連絡調整会議

我が国におけるM D Aの施策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係府省庁等

⁵ アプリケーションプログラミングインターフェイス。プログラムの機能をその他のプログラムでも利用できるようにするための規約であり、特定の機能を利用することができる。

の情報共有の場を設け、政府としての方向性を共有することが肝要である。このような観点から、政府全体としての取組を総合的かつ戦略的なものとするため、関係府省庁等の課長級による関係府省庁等連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を定期的に開催するものとする。また、我が国におけるMDAに関する特に重要な施策等を議論、共有する際には、関係府省庁等の局長級による連絡調整会議を行うものとし、必要に応じ、MDAに関する大臣会合を機動的に開催するものとする。

ア 議長等

連絡調整会議における、議長等については、以下のとおりとし、構成員については、内閣府ウェブサイトにて公開する。なお、議長及び副議長は、必要があると認めるときは、構成員を変更することができる。

(ア) 局長級

議長 内閣官房副長官補（内政）
内閣官房副長官補（外政）
副議長 内閣府総合海洋政策推進事務局長（議事進行）
内閣官房内閣審議官（国家安全保障局）
内閣府宇宙開発戦略推進事務局長

(イ) 課長級

議長 内閣府総合海洋政策推進事務局参事官
副議長 内閣官房内閣参事官（国家安全保障局）
内閣府宇宙開発戦略推進事務局参事官

イ 庶務

連絡調整会議の庶務は、内閣官房国家安全保障局及び内閣府宇宙開発戦略推進事務局の協力の下、内閣府総合海洋政策推進事務局において処理する。

ウ 開催の標準

課長級については、年1回の定例開催をめどとし、議長又は副議長の求めに応じ、都度臨時会を開催する。局長級については、必要に応じ開催する。

(2) MDAに係る情報発信

MDAに係る政府としての取組を戦略的に発信していくために、内閣府ウェブサイトにおいて、連絡調整会議の資料等の公開を適切に行う。